

船舶事故調査報告書

令和6年11月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年10月23日 11時00分ごろ
発生場所	福岡県糸島市二丈鹿家地区西方沖 唐津港東港西防波堤灯台から真方位081° 3.4海里付近 (概位 北緯33° 28.7′ 東経130° 02.4′)
事故の概要	プレジャーボート宝漁丸は、北進中、わかめ養殖施設に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年12月25日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 宝漁丸、4.85トン
船舶番号、船舶所有者等	290-21650三重、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラに曲損 わかめ養殖施設 網に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、三重県尾鷲市尾鷲港への回航の目的で、中継地の福岡県福岡市博多港に向けて佐賀県唐津市唐津港を出港した。</p> <p>本船は、GPSプロッター及びレーダーが故障して使用不能の状態であったが、船長が、目測で陸岸からの距離を取り、スマートフォンの地図アプリケーションで陸岸に沿って航行すれば、進路を誤ることも、浅所等に乗り揚げることなく安全に航行できると思い、事前に海図等で水路調査を行わないまま、手動操舵により北進中、二丈鹿家地区西方沖に敷設されたわかめ養殖施設（以下「本件施設」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、航行不能と判断し、118番通報して救助を要請した。</p> <p>本船は、海上保安庁からの連絡で来援した水難救済会の所属船により本件施設から引き出され、唐津市浜崎漁港にえい航救助された。</p> <p>船長は、回航後、本船を尾鷲港周辺でしか使用するつもりがなかったので、回航前にGPSプロッター等を修理しなかった。</p> <p>船長は、尾鷲港周辺海域でしか、航行した経験がなかったが、陸送や業者に依頼すると回航費用が高額になるので、自ら回航することとした。</p> <p>船長は、事前に海図等で水路調査を行っていれば、本件施設への進</p>

	<p>入を防ぐことができたと思つた。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>本船は、GPSプロッター等が故障した状態で、北進中、船長が、事前に海図等で水路調査を行わず、航行したことから、本件施設に向かっていることに気付かずに乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、スマートフォンの地図アプリケーションを見て陸岸から距離を取って航行すれば、進路を誤ることも、浅所等に乗り揚げることもなく安全に航行できると思つたことから、事前に海図等で水路調査を行わなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、GPSプロッター等が故障した状態で、北進中、船長が、海図等で水路調査を行わず、航行したため、本件施設に向かっていることに気付かずに乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、GPSプロッター等の航海計器が正常に使用できる状態で操船すること ・ GPSを備えていない小型船舶の船長は、スマートフォンやタブレットで利用可能な航海用電子参考図（new pec smart等）を利用するなどして、水路調査等を実施することが望ましい。